

無償での施術

本会が受ける相談で、「施術を受けた後に痛みが出た」「症状が悪化した」と利用者から訴えを受けた際に医療機関の受診を勧める店舗と無償の施術をする店舗に分かれます。

利用者側にも同じことがいえ、早々と医療機関を受診し診断書持参の上で店舗に来訪される方がいれば、医療機関受診が面倒で「店舗が責任をもって対応してほしい」と要求される方もいます。

施術者と利用者の間に信頼関係が確立されていて、両者ともに医療機関を受診するほどではないとの認識があれば、無償での施術も一定の意味があるといえます。この信頼関係とは「店舗をよく利用してくれる」や「共通の話題が多い」といったうわべだけではなく、相互尊重が成り立っているかどうかが大切です。

それを踏まえた上で、無償施術期間中に回復が見られたとしても賠償責任が免除されるものではありません。また、口約束にはリスクがあり、書面を取り交わしたとしても消費者契約法により、店舗の損害賠償責任が全面免除されない可能性があります。

あとになって、感謝料の請求を受ける状況になってしまった場合には医師の診断がなければ賠償責任保険の支払対象にはならないため、安易な考え方からの無償施術は注意が必要です。

医療機関の受診を勧めることで利用者から「責任を認めた」や「逃げている」と主張されることを警戒する施術者もいます。しかし、これはむしろ安全配慮義務を果たし、利用者の身体を考えたるべき行動だと認識してください。無償施術として施術が原因であることを前提とした対応と捉えられることもあります。

店舗都合で無償施術を開始された場合でも、回復状況を常に確認し当初の想定より症状が重いまたは回復が遅いと感じられた場合は、医療機関を受診し画像検査等を受けてもらいましょう。この際に店舗では診断や医療行為を行うことができないこと、安全を最優先に正確な状態の把握が必要なことを理解してもらう必要があります。無償施術は1週間以内を目安に症状の判断をします。長くても1カ月以内にとどめます。医療機関の受診を勧めるのは後になって適切な治療を受ける機会を阻害したと主張されないことが目的のひとつです。医療機関受診までは無償施術を中断しましょう。医師から店舗で施術を受けることに了承が得られた場合は、再開するかどうかをあらためて協議する必要があります。



無償施術の多くは何事もなく終るものと思われます。ただ、本会では毎年一定数の相談を受けており、全てがうまくいくとは限らないことを念頭に置いて対応すべきです。

先行きに不安を感じる場合は早めに本会までご連絡ください。

ONE POINT

無償施術を提供する際は、利用者に問題の先送りと捉えられないよう丁寧な説明が必要です。

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHA NEWSの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

JHA
Home Page



すべての治療家、施術家に

安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

JHA NEWS
Back Number



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp> E-mail:info@jha-shugi.jp

☺ JHA NEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ☺

TEL:03(6281)8188

FAX:03(6281)8187

TEL 受付：10:00～18:00（平日） FAX 受付：24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SS ビル 2F